

税源移譲

住民税が大きく変わります



国から地方へ

国の税源移譲により、所得税と住民税（市・道民税）が大きく変わりました。住民税を給与から天引きされている方は、6月分給与から税額が大幅に変更されます。

詳しくは、5月中旬に事業所から渡されます税額通知書、パンフレットをご覧ください。

住民税を給与から天引きされていない方は6月中旬に納税通知書をお送りいたします。詳しくは、広報6月号の折込チラシをご覧ください。

特別徴収事業所へのお願い
5月中旬に、特別徴収されている事業所へ納税通知書、納付書などをお送りします。

納税義務者への配布が遅れますと、税額変更に対する事業所への問い合わせなどが集中すると思われますので、納付書は個人へ速やかに配布してください。

参考
所得税

課税所得金額	平成18年分まで		平成19年分から	
	税率	控除額	税率	控除額
195万円以下	10%	0円	5%	0円
195万円を超え330万円以下			10%	97,500円
330万円を超え695万円以下	20%	330,000円	20%	427,500円
695万円を超え900万円以下			23%	636,000円
900万円を超え1,800万円以下	30%	1,230,000円	33%	1,536,000円
1,800万円以上	37%	2,490,000円	40%	2,796,000円

課税所得金額 源泉徴収票において、「給与所得控除後の金額」から「控除金額の合計額」を差し引いた金額です。
税額 = 課税所得金額 × 税率
控除額

住民税

課税所得金額	平成18年度まで				平成19年度から	
	市民税		道民税		市民税	道民税
	税率	速算控除額	税率	速算控除額	税率	税率
200万円以下	3%	0円	2%	0円	6%	4%
200万円を超え700万円以下	8%	100,000円				
700万円を超える金額	10%	240,000円	3%	70,000円		

税額 = 課税所得金額 × 税率
速算控除額

問い合わせ
税務課市民税係
☎01654 2111
(内線3201)~(3203)

バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額制度が創設されました。

平成19年度税制改正により一定の要件を充たすバリアフリー改修を行った場合、改修部分の固定資産に対して減額措置が適用されます。

適用期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日までに
行われた住宅減額措置（100㎡分までを限度）

翌年度分の税額を3分の1減額

住宅耐震改修においても固定資産税の減額制度があります。

適用期間

平成18年1月1日から平成27年12月31日までに
行われた住宅

※住宅耐震改修においては昭和57年1月1日以前から所在する住宅に限ります。

減額措置（120㎡分までを限度）

- ・平成18年から平成21年までの改修→3年間、2分の1減額
- ・平成22年から平成24年までの改修→2年間、2分の1減額
- ・平成25年から平成27年までの改修→1年間、2分の1減額



問い合わせ 税務課資産税係
☎01654 2111
(内線3204・3205)